

発行日：2016年06月06日

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称：カラーペースト エローライト 76-25

製品番号(SDS NO)：00171870021153-1

製品種類：

水性顔料系

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途：皮革用

供給者情報詳細

供給者：ユニオンペイント株式会社

住所：茨城県北相馬郡利根町押戸1650-1

担当部署：技術

電話番号：0297-61-8033

FAX：0297-68-9730

### 2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

生殖細胞変異原性：区分 2

発がん性：区分 1A

生殖毒性：区分 1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 1

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分 2

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 1

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分 2

環境有害性

水生環境有害性(急性)：区分 2

水生環境有害性(長期間)：区分 2

(注)記載なきGHS分類区分：該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報

遺伝性疾患のおそれの疑い

発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：  
混合物

成分名	含有量(%)	CAS No.	化管法政令番号
エチレングリコールモノブチルエーテル	0.1 - 1	111-76-2	-
クロム酸鉛	25.60	7758-97-6	特1-305, 特1-088
硫酸鉛	4.80	7446-14-2	特1-305

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

クロム酸鉛，硫酸鉛

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

エチレングリコールモノブチルエーテル，クロム酸鉛，硫酸鉛

化管法「指定化学物質」該当成分

クロム酸鉛，硫酸鉛

4. 応急措置

応急措置の記述

皮膚(又は髪)に付着した場合

付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。

溶剤、シンナーを使用してはならない。

多量の水と石鹼で優しく洗う。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受ける。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

嘔吐物を飲み込ませてはならない。

医師の指示のない場合は、吐かせてはならない。

負傷者を安静にし直ちに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

#### 安全取扱注意事項

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

#### 配合禁忌等、安全な保管条件

##### 適切な保管条件

容器を密閉しておくこと。

日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

凍らせないこと。

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 管理指標

#### 管理濃度

(エチレングリコールモノブチルエーテル)

作業環境評価基準(1995)  $\leq 25$  ppm

(硫酸鉛)

作業環境評価基準(2004)  $\leq 0.05$  mg-Pb/m<sup>3</sup>

(クロム酸鉛)

作業環境評価基準(1995)  $\leq 0.05$  mg-Cr/m<sup>3</sup>

#### 許容濃度

(硫酸鉛)

日本産衛学会(1982) 0.1mg-Pb/m<sup>3</sup>

(クロム酸鉛)

日本産衛学会(1989) 0.05mg-Cr(6)/m<sup>3</sup>

(エチレングリコールモノブチルエーテル)

ACGIH(1996) TWA: 20ppm (眼および上気道刺激)

(硫酸鉛)

ACGIH(1991) TWA: 0.05mg-Pb/m<sup>3</sup> (中枢および末梢神経系損傷; 血液影響)

(クロム酸鉛)

ACGIH(1990) TWA: 0.05mg-Pb/m<sup>3</sup>; 0.012mg-Cr/m<sup>3</sup> (男性生殖障害; 変異影響; 血管収縮)

### ばく露防止

#### 保護具

##### 手の保護具

保護手袋を着用する。

##### 眼の保護具

保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

##### 皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

#### 衛生対策

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状態

形状：ペースト状  
 色：黄色  
 臭い：微アンモニア臭  
 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲  
 初留点/沸点：35°C <  
 比重/密度: 1  
 溶解度  
 水に対する溶解度：溶ける

## 10. 安定性及び反応性

### 化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

## 11. 有害性情報

### 毒性学的影響に関する情報

#### 急性毒性

##### 急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 rat LD50 = 470 - 1950 mg/kg (ATSDR, 1998)

##### 急性毒性(経皮)

[日本公表根拠データ]  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 rabbit LD50 = 220 mg/kg (ATSDR, 1998)

##### 急性毒性(吸入)

[日本公表根拠データ]  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 vapor : female rat LC50=450 ppm/4hr (SIDS, 1997)

#### 労働基準法：疾病化学物質

クロム酸鉛; 硫酸鉛

#### 局所効果

##### 皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 ラビット 刺激性 (SIDS, 1997)

##### 眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 ラビット (OECD TG405: GLP) AOI=30-80 (ECETOCTR48, 1998)

#### 感作性データなし

#### 生殖細胞変異原性

[日本公表根拠データ]  
 (クロム酸鉛) cat.2; RTECS, 2005

#### 発がん性

[日本公表根拠データ]  
 (硫酸鉛)  
 IARC (87, 2006) Pb無機化合物 Gr.2A et al  
 (クロム酸鉛)  
 IARC (49, 1990) Cr(VI)化合物 Gr.1 et al  
 (エチレングリコールモノブチルエーテル)  
 IARC-Gr.3: ヒトに対する発がん性については分類できない  
 (硫酸鉛)

IARC-Gr.2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある

(クロム酸鉛)

IARC-Gr.1：ヒトに対して発がん性がある

(エチレングリコールモノブチルエーテル)

ACGIH-A3(1996)：確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明

(硫酸鉛)

ACGIH-A3(1991)：確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明

(クロム酸鉛)

ACGIH-A2(1990)：ヒト発がん性の疑いがある(肺がん、じん肺症)

(クロム酸鉛)

日本産衛学会-1：人に発がん性があると判断できる物質

(硫酸鉛)

日本産衛学会-2B：人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質

(クロム酸鉛)

EU-発がん性カテゴリ1B；ヒトに対しておそらく発がん性がある物質

労働基準法

クロム酸鉛

生殖毒性

[日本公表根拠データ]

(エチレングリコールモノブチルエーテル) cat.2; rabbit : SIDS, 1997

(クロム酸鉛) cat.2; ACGIH, 2004

(硫酸鉛) cat.1A; IARC 87, 2006

催奇形性データなし

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(クロム酸鉛) 造血系、血液系、腎臓、神経系 (CERI/ハザードデータ集, 2002)

(硫酸鉛) 腎臓、神経系、消化器系、血液系 (IARC 87, 2006; ATSDR, 2007)

[区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]

(エチレングリコールモノブチルエーテル) 気道刺激性 (HSDB, 2004)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(クロム酸鉛) 造血系、血液系、腎臓、神経系 (CERI/ハザードデータ集, 2002)

(硫酸鉛) 腎臓、血液系、心血管系、神経系 (IARC 87, 2006; ATSDR, 2007; ACGIH, 2001)

吸引性呼吸器有害性データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生生物に毒性

長期継続的影響により水生生物に毒性

水生毒性(急性) 成分データ

[日本公表根拠データ]

(エチレングリコールモノブチルエーテル)

魚類(シープスヘッドミノール) LC50 = 116mg/L/96hr (環境省リスク評価第6巻, 2008、他)

(硫酸鉛)

甲殻類(オオミジンコ) IC50 = 0.5 mg/L/48hr (AQUIRE, 2012)

水溶解度

(エチレングリコールモノブチルエーテル)

- 混和する (ICSC, 2003)
  - (クロム酸鉛)
- 溶けない (ICSC, 2012)
- 残留性・分解性
  - (エチレングリコールモノブチルエーテル)
  - BODによる分解度:96% (既存化学物質安全性点検データ)
- 生体蓄積性
  - (エチレングリコールモノブチルエーテル)
  - log Pow=0.83 (PHYSPROP Database, 2005)
- 土壤中の移動性
  - 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- オゾン層破壊物質データなし

---

### 13. 廃棄上の注意

- 廃棄物の処理方法
  - 環境への放出を避けること。
  - 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。
- 汚染容器及び包装
  - 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

---

### 14. 輸送上の注意

- 国連番号、国連分類
- 国連番号に該当しない
- 環境有害性
- 海洋汚染物質\_長期間有害性
  - 硫酸鉛
- 特別の安全対策
  - 取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
  - 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められた輸送方法に従うこと。
  - 船舶安全法に定めるところに従うこと。
  - 航空法に定めるところに従うこと。
- バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード
  - 有害液体物質(Y類)
  - エチレングリコールモノブチルエーテル

---

### 15. 適用法令

- 当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令
- 毒物及び劇物取締法に該当しない。
- 労働安全衛生法
  - 特化則 特定化学物質 第2類 管理第2類
  - 有機溶剤等に該当しない製品
  - 名称表示危険/有害物(令18条)
    - クロム酸鉛; 硫酸鉛
  - 鉛化合物(鉛予防則第1条第4号)
    - 硫酸鉛; クロム酸鉛
  - 名称通知危険/有害物(第57条の2、令第18条の2別表9)
    - エチレングリコールモノブチルエーテル; クロム酸鉛; 硫酸鉛

腐食性液体(規則第326条)  
 クロム酸鉛  
 化学物質管理促進(PRTR)法  
 特定第1種指定化学物質  
 硫酸鉛(4.8%); クロム酸鉛(25.6%)  
 消防法に該当しない。  
 化審法  
 優先評価化学物質  
 エチレングリコールモノブチルエーテル  
 大気汚染防止法  
 ばい煙  
 有害物質(政令第1条)  
 硫酸鉛; クロム酸鉛  
 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申)  
 クロム酸鉛  
 廃棄物処理法  
 特別管理産業廃棄物:特定有害産業廃棄物  
 硫酸鉛  
 法令番号3:埋立処分判定基準 <= 0.3mg/liter  
 クロム酸鉛  
 法令番号3:埋立処分判定基準 <= 0.3mg/liter  
 クロム酸鉛  
 法令番号5:埋立処分判定基準 <= 1.5mg/liter  
 土壌汚染対策法  
 第二種特定有害物質 重金属等  
 クロム酸鉛  
 政令番号2:  
 含有量 <= 250 mg/kg, 溶出量 <= 0.05 mg/liter  
 第二溶出量 <= 1.5 mg/liter  
 地下水 <= 0.05 mg/liter  
 土壌環境 <= 0.05 mg/liter  
 硫酸鉛  
 政令番号19:  
 含有量 <= 150 mg/kg  
 溶出量 <= 0.01 mg/liter  
 第二溶出量 <= 0.3 mg/liter  
 地下水 <= 0.01 mg/liter  
 土壌環境 <= 0.01 mg/liter  
 クロム酸鉛  
 政令番号19:  
 含有量 <= 150 mg/kg  
 溶出量 <= 0.01 mg/liter  
 第二溶出量 <= 0.3 mg/liter  
 地下水 <= 0.01 mg/liter  
 土壌環境 <= 0.01 mg/liter  
 水質汚濁防止法  
 有害物質  
 硫酸鉛  
 法令番号 4: C 0.1mg/liter  
 クロム酸鉛  
 法令番号 4: C 0.1mg/liter

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN  
Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN  
Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)  
2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)  
2015 TLVs and BEIs. (ACGIH)  
<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>  
JIS Z 7253 (2012年)  
JIS Z 7252 (2014年)  
2015 許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)  
Supplier's data/information

### 責任の限定について

この情報はこの特定の材料に関するものであり、この材料が他の材料と組み合わせられたり、処理されたときは無効です。この情報を自分自身の独特な取扱いに適合させ完全で満足できるものとする責任はユーザーにあります。

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。